

平成29年度 私立短期大学学生生活指導担当者研修会

分科会報告

<テーマ>

- 1) 大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント 等）
- 2) 学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）
- 3) 学生指導（マナー教育、課外活動 等）

	頁
【分科会1】 テーマ：大学における危機管理(防災、SNS、ハラスメント 等)……………	2
担 当：寺田、岩井 各委員	
【分科会2】 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）……………	4
担 当：宮本、野中 各委員	
【分科会3】 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）……………	7
担 当：林、末崎 各委員	
【分科会4】 テーマ：学生指導（マナー教育、課外活動 等）……………	12
担 当：鈴木委員	
【分科会5】 テーマ：学生指導（マナー教育、課外活動 等）……………	15
担 当：谷村委員	

平成30年2月9日
日本私立短期大学協会
学生生活委員会

分科会1 テーマ：大学における危機管理（防災、SNS、ハラスメント等）

（参加者：15名）

担当

園田学園女子大学短期大学部 寺田 豊 委員
貞静学園短期大学 岩井 幸博 委員

以下の項目について具体的事例を挙げて、意見交換を行った。

SNSについて

SNS で問題があった事例報告と対策について

- ・ SNS を利用して授業の生中継を行った学生がいた。生中継を視聴していた学生や学外の方も多かったほか、リカレント教育対象授業であったため一般の方が映像に映り込んでしまい問題となった事例が報告された。
- ・ 飲み会の画像が SNS 上に公開され、未成年の飲酒が疑われた事例が報告された。
- ・ 対策としては、ガイドラインの策定、学生への周知と指導を徹底することが挙げられた。実習前には SNS に個人情報を載せないことを記載した同意書へのサイン、入学時に広報用に写真を撮影し SNS に掲載することがある旨の同意書へのサインなどを行っている短大もあった。

防災について

災害時の学生の安否確認の方法について

- ・ 災害としては、地震・津波・火災・台風・大雨による河川の増水などが想定された。災害が起きた場合、安否確認のメールを短大から送ることになっているが、学生に浸透しておらずテスト送信では返信率が低いこと、迷惑メール扱いされている場合もあることなどが挙げられた。他学ではどのような対応をされているか、意見交換をした。安否情報システムが自動化されており、震度5以上で自動的にメールが送られるように設定されている短大や、教職員がメールを送る短大もあり、その際の判断基準やメールでの安否確認ははたして把握しきれるのかなどの問題点も挙げられた。
- ・ また、学生のなかからも防災委員を設定し、全学での防災意識の高揚狙っている短大もあった。
- ・ 火災についてはタコ足配線などから出火するケースが多いことなどから、研究室などを点検している短大もあった。

避難訓練・防災訓練について

- ・ 避難訓練を実施しているが、学生や教職員に危機感がない。そのため、抜き打ちで実施する、実際に煙を炊く、消防署の協力を得てタイム計測をする等、実際に起きた場合を想定して訓練を行うようにしているとの事例報告があった。
- ・ 障害を持った学生の避難誘導については、基本的には授業中であれば担当教員が誘導する。車椅子の学生の場合、車椅子を複数人で持ち上げて階段でおろす訓練を実施している短大もあり、より実戦的な想定のもとで実施されることが求められてきている。

防犯について

盗難や不審者、防犯カメラについて

- ・学生の自転車登録のラベルに大学名や学籍番号、マンション名などが表示されている事例が挙げられ、これらの個人情報にストーカー被害につながるか、学生への説明や管理方法などについて意見が交わされた。
- ・防犯カメラは盗難防止や不審者対策などのために設置している短大が多かった。
- ・盗難が頻発しているときは学生に注意喚起を促すメールを送信する。
- ・一昨年の研修会で事例発表のあった桜の聖母短大の「桜カフェ」に学び、入学時に一人暮らしの下宿生に対してオリエンテーションを行ない、防犯に対する啓発を行なっている。

学友会について

学友会活動について

- ・学友会の活動について、活動や会費の運営規程があるか、どのように運営されているか意見交換があった。会費については規程があり、学生ではなく学生委員会や教職員が管理している短大がほとんどであった。

学園祭について

イベント会社との契約について

- ・契約上のトラブルが発生する場合があります、どのような対策をとられているか質問があった。イベント会社の選定は最終的には学生に任せるが、契約段階は学生には任せず、大学側で対応をしたり、同席したりすることでトラブルを未然に防ぐようにしている大学が多かった。

以上

分科会2 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）（参加者:21名）

担当

文化学園大学短期大学部 宮本 朱 委員
山梨学院短期大学 野中 弘 敏 委員

本分科会は、運営委員2名を含む21名で構成され、うち10名は本研修会への初回参加者であった。本分科会では、テーマ2「学生支援」（障害者支援、学生相談、経済支援 等）のうち、参加者より事前に伝えられた情報交換希望事項と当日取り上げられたテーマに基づき、1. 奨学金、2. 学園祭・拾得物・盗難や勧誘への対策、3. 学生相談・障がい者支援、4. 保健室・学生相談室・学生課窓口の利用、その他について、活発な意見・情報が交わされた。

主な討議内容を以下に報告する。

0. 「記者会見」

分科会初日は、情報交換に先立ち、グループワーク「記者会見」を行った。宮本委員からの説明の後、5～6名のグループに分かれ、卓上の名札に自分を表すキーワードをいくつか記した上で、グループの1名に対して他のメンバーが順次インタビューを行い、質疑が一巡したところでインタビューの振り返りを行う、というワークを、各グループでメンバーの全員がインタビューを受けるまで行った。仕事から趣味、所属校の地域情報まで自由な話題が取り上げられ、時々笑い声や感嘆の声の起こる中、参加者同士のコミュニケーションを通じて相互理解を深め、リラックスした雰囲気の中で以降の話し合いに臨んだ。

1. 奨学金（日本学生支援機構奨学金および独自奨学金制度）について

参加者より、返還への学生の意識の希薄さと手続に関する周知の困難、学生支援機構奨学金以外の奨学金や独自の奨学制度、適格認定処理の実際、貸与の上での基本的な困りごと、返還誓約書に関する事柄、学生支援機構に求めること等、問題提起がなされ、これらについて「記者会見」各グループの中で話し合われた内容が全体に共有された。

【周知の方法】「入学式等の機会の利用」「クラス担任やゼミ教員（以下「担任」）による呼出」「厳しさを意識した記述による掲示・ポータルサイト・メール・学内放送による呼出」「学科長からの周知」「保護者宛て案内の郵送」「説明会の時間を（放課後よりは）昼休みに設定して極力手短に行う」「除籍者への連絡方法として内容証明郵便の利用や担任による自宅訪問を行う」等の取組が紹介された。学生の意識高揚への働きかけとしては、「期日までに来ない場合には支給を中断した」事例が紹介された。また、生活指導の一環として担任が関わることは学生の状況が判明する等有効な一方、担任への負荷を考慮する必要や、学生部・課長発議で学内教職員が複数の方面から学生にアクセスするのも有効な一方、学生が不審に思わない配慮に留意すべきことが指摘された。

【独自制度】入試成績や世帯収入を目安とした授業料減額や同窓会による奨学金、入学後家計が急変した在学生への給付、スポーツ推薦など奨学生入試の実施、児童養護施設出身者への入試・奨学制度など、参加校の多様な制度が紹介された。

多くの事例を通じて、奨学金は返還すべき「借金」であることを当の学生に強く意識してもらうことの難しさが改めて共有された。

2. 学園祭・拾得物・盗難や勧誘への対策について

分科会2日目は、参加者全員による意見交換が行われた。

【学園祭】参加学生数の減少と支援する教職員の労力的限界、実行委員会等の活動に積極的に取り組む学生の発掘等が課題として共有された。それに対し、例えば「1年ゼミの参加の義務づけ」「2年生へのリーダー研修」「芸能人の招致」「模擬店を1日に縮小」「社会への発信を目的に、全ての学生が貢献するよう入学時より指導」「模擬店の利益を学生に還元」「学生課や担任の推薦による実行委員の『一本釣り』や各種委員会の支援」等、各校の取組が紹介された。「授業出席との関連づけ」を模索する取組では、カリキュラム上の位置づけや教員のコンセンサス形成が課題となっていた。また、ステージ設営の経費的負担軽減と機動性を考慮してトレーラーをレンタルしている事例もあった。

【拾得物】保管期限や提示方法に関して「保管は原則3か月程度」「長期保管可能なものは以降も保管」「年度末とともに廃棄」という例があった。学生課等カウンター脇のケースに陳列する例が多い中、種類別にケースに収納・提示する例もあった。呼出は、「氏名の分かる物は掲示で呼び出す」例から「貴重品のみ個別に呼び出す」例まで多様であった。金銭については、拾得された数万円を数ヶ月保管ののち警察に届けたところ国庫に納められた例が語られ、届け出る場合は拾得より1週間以内が肝要という知見が得られた。

【盗難・勧誘】ロッカーに置いた荷物や財布の盗難については都度注意する他に掲示や放送で注意喚起する例、被害が認知された時点で速やかに放送による注意喚起を行った例から、継続的な注意喚起と自己管理へのアナウンスの必要性が再確認された。校内に警察が入る事案が発生した場合に、私服での来学を依頼し、学生の多い校舎とは別棟で事情聴取等が行われた例が語られた。勧誘への対策について、担任より当該学生に注意を促した例、警察への広報依頼など一般的な注意喚起を一斉に行った例、学食のテーブルにカルトへの注意を促すポップを置いた例がみられた。

3. 学生相談・障がい者支援について

【学生相談】うつ、拒食や社会不安、不登校、多重人格等、多様な学生への対応事例が紹介され、①職員・教員・医師等外部機関との連携や②学生の居場所に関する工夫が話題となった。①については「日常的な支援に際し、担任が燃え尽きないように主任に相談／担任と職員との協働／他学年の担任と職員との協働等のプロセスを整備」した例が語られ、学生が相談相手に選ぶ教員をカウンセラーにつなげたり、学生本人と担任等で一緒に来談する視点の有効性も指摘された。②については「衝動性の強い学生がクール・ダウンできるための部屋」や「昼食場所を見つけられない学生が一人で居られる部屋」を用意した例が紹介された。

【障がい者支援】「障害者差別解消法」に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」等の推進について、「学生課職員がコーディネイターとなって医師・カウンセラー・保健師・心理学教員等からなる障がい者支援委員会を構成した」「手話がないとコミュニケーションが困難な学生に対し、個人申込みで他大学の単位互換可能な授業を手話通訳付きで受講できた」「書字困難があり、音・臭いにも敏感な学生に、授業の録音・録画を認める／授業の座席を入口近くに設ける／

試験時間の延長と別室受験を認める等の配慮を行った」「知的障害と下肢の障害を併せ持ち、保護者の介助を要する学生について、本人の友人関係形成のため介入しすぎないこと等の留意点を保護者に事前説明した」「入試の面接段階で情報を得る場合がある」「入学時の健康調査票に『大学に配慮してほしいこと』を項目に加えている」例が紹介された。障害者への差別の解消に関する規程が定められているのは、参加校中3校であった。

4. 保健室・学生相談室・学生課窓口の利用について

薬の扱いについて、「学生の要望があれば職員が市販薬を出す場合がある」「薬を出す場合は学生に同意書を書いてもらっている」「急病の場合は救急車を呼ぶが、対応に際しては設置基準に従っている」「処方薬が必要な場合は近医へつなぐ」という実状が共有された。保健師が学生課内に配属されている場合、不在時には課職員が相談に応じるが、心理面で問題を抱えた学生には相談しにくさがあるという例も語られた。学生相談室カウンセラーが週1日勤務の場合、学生が少ない時間帯だと相談しにくい状況も共有された一方、一人暮らしの学生を順次相談室へ呼んで話を聴いている例もみられた。「ちょっとした問題」を学生課窓口で雑談のように話しに来る学生もある例から、「相談」は敷居が高い学生なりのつながり方である可能性も考慮する必要が指摘された。

5. その他の支援

【スマホ・携帯の充電】分科会参加校のうち学内での充電を認めているのが9校、認めていないのは7校だった。前者のうち、予め定められた場所での充電を認める例があった。

【海外研修】昨今のテロを警戒してこの2～3年は開講中止している例が複数みられた一方、製菓関連の研修先を欧州からハワイ・豪州へ変更した例、本人の意志で渡航先を選択してもらい欧州への研修を継続している例が紹介された。

学生の持つ背景、およびそれら学生に対する生活支援上の課題の多様性、そして諸課題に対し模索しつつ学生支援・指導にあたる参加者各位の思いや知見が共有された分科会であった。「なるべく打ち解けた語らい」の場づくりにご協力いただいたすべての参加者に、感謝申し上げたい。

以上

分科会3 テーマ：学生支援（障害者支援、学生相談、経済支援 等）（参加者：20名）

担当

鎌倉女子大学短期大学部 林 直 希 委員
聖徳大学短期大学部 末 崎 徹 委員

本分科会には、20名（運営委員2名を含む）の参加があり、障害学生支援・学生相談・経済支援を中心に各短大での取り組み等について意見・情報交換が行われた。

主な討議内容を以下に報告する。

1. 障害学生支援

（1）体制について

- ・月に1回開催されるサポート委員会にて教職員間の情報共有を行っている。
- ・障害学生を支援する委員会を立ち上げて規程を整備している。
- ・学内における情報共有の範囲が課題となっている。
- ・修学配慮願の提出に対して学科長と学務課が配慮を検討している。
- ・月に1回、ネットワーク会議を開いて配慮が必要な学生へのサポートを行っている。
- ・学生サポート室が発足し、障害学生支援委員会が設置された。
- ・入学から卒業まで情報共有を行いながらサポートしている。
- ・発達障害アドバイザー制度を設けて支援している。
- ・チーム支援会議で検討を行い、障害学生を支援している。
- ・合理的配慮を決定するための検討会議を開催している。
- ・基本方針を策定している。

（2）把握について

- ・障害があることを入学前に把握できず、入学後に確認されるケースがある。
- ・入学前に申し出が無く、授業中に倒れたことによりてんかんであることが確認された。
- ・健康診断における既往歴欄の記入で把握している。
- ・精神疾患の学生は健康診断時に確認している。
- ・入試時に障害があることを申し出てもらおうようにしている。
- ・入学前に配慮が必要な学生を把握できるよう整備している。
- ・入学時に個人票と健康調査票への記入によって把握している。
- ・入学後に提出する調書のなかで配慮が必要かどうかを確認している。
- ・入試要項に配慮が必要な場合は申告するように記載している。

（3）入学前の対応について

- ・入試において健康サポートセンターに隣接した教室での別室受験を認めている。
- ・オープンキャンパスで相談を受けるケースがある。
- ・障害のある受験生に別室受験を認めている。

- ・体験授業を行い、どのようなサポートが必要か検討を行っている。
- ・入試の段階で相談があった場合、高校の先生と相談を行ったうえで入試を実施するようにしている。
- ・障害のある学生の入試について時間を延長した。
- ・入学前にアレルギー、てんかん、障害者手帳の有無を確認し、その程度によって面談を行っている。
- ・受験相談時に入学後の学生生活のなかで希望する配慮まで検討・回答を行うことにしている。

(4) 入学後の対応について

- ・心的障害がある学生に対し、なんでも相談室で専門家が対応している。
- ・聾学校からの入学に対し、ノートテイク等の支援を行った実績がある。
- ・難聴学生に対して教室の座席位置を配慮した。
- ・弱視の学生に対して教室の座席位置を配慮した。
- ・てんかんおよび心臓病の学生に対して実習地が遠方にならないように配慮している。
- ・入学式の後に教員・相談員が学生・保護者と面談できる場を設けている。
- ・定期的に面談を行なったうえで情報共有している。

(5) その他

- ・東日本大震災の被災経験からサイレン音でパニックになってしまう学生がいる。
- ・トランスジェンダーの女子学生から男性として対応してほしいという申し出があった。
- ・入学前に配慮は必要ないことを確認したが入学後に要配慮となったケースがある。
- ・肢体不自由の学生が入学する予定があるため、環境整備を進めている。
- ・医師の診断は配慮不要であったが、実際は要配慮となったケースがある。
- ・障害があることについて、親は把握しているが本人に知らされていないケースがある。
- ・発達障害の疑いがあるが、保護者・学生ともにその認識がないケースがある。

2. 学生相談

(1) 体制について

- ・保健センター内にカウンセラールームを設置のうえ臨床心理士が対応している。
- ・内容によって保健室、なんでも相談室で対応している。また、臨床心理士の資格を持った教員が対応することもある。
- ・臨床心理士の資格を持った心理学の担当教員が学生相談を行っている。
- ・臨床相談センターと保健センターで対応している。
- ・週に1回、カウンセラーによる学生相談を行っている。
- ・内科医による健康相談、精神科医によるカウンセリング、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を行っている。
- ・非常勤のカウンセラー4名で対応している。
- ・健康安全センターに保健師が常駐のうえ身体面、精神面の相談を受け付けている。
- ・産業カウンセラーの資格を持った職員が学生相談員として対応している。
- ・業者委託による24時間電話相談サービスを利用している。

- ・学生相談室は事務職員が担当している。
- ・保健室（身体面）、学生相談センター（精神面・週1臨床心理士）、学生相談室（全般）が対応している。
- ・ハラスメントに関する相談は、各学科1名・事務2名の誰かに相談できるようにしている。
- ・対応が難しいケースは、学生支援会議で対応を検討している。

（2）情報共有について

- ・情報共有は、内容に応じて学生部長の判断で行っている。
- ・守秘義務のためカウンセリングセンターでの相談内容が情報共有されることはない。
- ・教授会終了時に情報共有の場をもつことにしている。
- ・教員のみが閲覧可能なポータルサイトで情報共有を行っている。
- ・毎月、クラス担任・学生相談室カウンセラー・事務担当間において守秘義務に基づいた情報共有を行っている。
- ・カウンセラーを講師として守秘義務と情報共有に関する研修を行い、集団守秘義務のなかで連携を図っている。
- ・保健センターの情報が共有されないことが課題になっている。
- ・特記事項のある学生に対して健康管理センターが面談を行い、その面談内容を学生課・教務課・実習指導室・健康管理センターで情報共有している。
- ・月に1回開催される学生部連絡会のなかで情報共有を行っている。
- ・ハイリスクの学生のみ学生課と保健課で情報共有が行われている。

（3）取組について

- ・悩みを抱えた学生たちと一緒にランチする機会を定期的に行っている。
- ・学生生活を送るうえでの悩みや心配事の解決アイデアを集めた冊子を配付している。
- ・オリエンテーション期間にカウンセラーの紹介を行っている。
- ・必修科目のワークにカウンセラーが参加して、身近な存在であることを印象づけている。
- ・学生相談室に隣接した学生サロンで一人でも昼食・休憩がとれ、自習が行えるようにしている。
- ・何でも相談できる場所として学生サポート室を設けている。
- ・病院のWEB予約と同様のシステム導入により、学生が予約しやすくなった。
- ・学生相談室のカウンセラーの存在を知ってもらうためのイベントを実施している。
- ・学生相談室を紹介するカードをトイレの洗面のところに置いている。

（4）その他

- ・助手や担任に相談するケースが多い。
- ・カウンセラーよりも学科の教員に相談するケースの方が多い。
- ・3回以上の授業欠席が確認されると教員、事務局、担任、保健室で、対応が検討される。
- ・コミュニケーション能力が足りない学生には学習支援センターが対応している。

3. 経済支援

(1) 大学独自の奨学金制度

- ・同窓会による奨学金として、卒業期に授業料相当を給付する制度がある。
- ・東日本大震災に罹災した家庭から入学している場合、年間 42 万円の減免を行っている。
- ・1 年生の後期から経済困窮者に対して給付する奨学金制度がある。
- ・成績優秀、家計困窮者に対して 20 万円を給付している。
- ・授業料を納入できない学生に対して理事会が審査を行い免除する制度がある。
- ・学費ローンの利子分を給付する制度がある。
- ・1 年次成績上位者 10 名に連絡を行い、出願者のなかから上位 2 名に奨学金を給付している。
- ・家計急変者には随時対応している。
- ・2 年次に 5 名程度の成績優秀者に奨学金を給付している。
- ・資格取得を奨励するキャリア支援奨学金がある。
- ・課外活動で顕著な成績を収めた者に 20 万円を給付する制度がある。
- ・取得した資格の難易度に応じて奨励金（上限 5 万円）を給付している。
- ・AO 入試合格者で入試時と比較して高校卒業時の成績に悪化が無ければ、入学金の半額を給付している。
- ・1 年次の成績優秀者 10 名に対し 10 万円を免除している。
- ・一般入試合格者の成績優秀者に対し前期学納金を減免している。
- ・各学科・学年で 1 名ずつ成績優秀者に前期学納金の全額を給付している。
- ・家計急変者に 25 万円を給付する奨学金制度がある。
- ・家計困窮者に対し 1 年次の後期・2 年次の前期に 25 万円までを給付する制度がある。
- ・成績優秀者に対し 15 万、10 万、5 万、3 万を給付する奨学金制度がある。
- ・短期留学プログラム利用者に対する奨学金制度がある。
- ・成績優秀者に対し 50 万円を給付する特待生型奨学金がある。
- ・高校での成績が優秀な場合、入学金を免除する制度がある。
- ・2 年次の家計困難者に対して授業料の 1/2～1/5 を貸与する奨学金制度がある。
- ・体育・文化活動において優秀な成績を収めた個人または団体に対する報奨金制度がある。
- ・指定校推薦の基準を満たしているが学納金を納めることが困難な者に対し、家計状況に応じて授業料の全額・半額・寮費を給付する奨学金制度がある。
- ・資格・能力取得奨学金制度（3～30 万円）がある。

(2) 日本学生支援機構奨学金

- ・大学独自で返還シミュレーションの記入用紙を作成し、適格認定時に貸与総額、返還総額、毎月返還額、返還回数・期間（何歳～何歳）を提出させている。返還の負担を認識させて奨学金の減額につなげている。
- ・日本学生支援機構奨学金の業務が職員にとって大きな負担になっている。

(3) その他

- ・自宅が半径 1,000 キロメートル以上の学生について寮費を無料にしている。

4. その他

盗難対策、ワークスタディ事業、SNS の利用、宿泊研修等について、各大学の取組み状況を情報交換した。

5. まとめ

障害学生支援、学生相談、経済支援を中心とした討議から、各大学がそれぞれを重要な業務と位置づけて、工夫を凝らして支援に取り組んでいる様子が伺えた。より充実した支援を提供することが学生にとって学生生活を送るうえでの安心感となり、退学防止と募集力向上に直結するからにはほかならない。カリキュラムの充実とともに、学生支援という付加価値をいかに目に見える形で学生たちに還元していくかが私たちの取り組むべき課題であると再認識した分科会であった。

以上

分科会4 テーマ：学生指導（マナー教育、課外活動等） （参加者：13名）

担当

戸板女子短期大学 鈴木俊昭 委員

平成29年11月29日～12月1日に開催された私立短期大学学生生活指導担当者研修会第4分科会は、まず、参加者がそれぞれの自校及び地元の紹介を行った。その後、共通テーマ3『学生指導』に基づき、各短大の実情等の報告・意見交換を行い、引き続き「大学における危機管理」、「学生支援」についても意見交換が行われた。

1. 各短大が抱える課題について

(1) 学生指導に関わるもの

ルールの遵守、言葉遣い、課外活動に対する積極性・主体性・自主性の欠如

(2) 学生支援に関わるもの

学生相談、保健室やカウンセラーや障害者支援、奨学金

(3) その他

SNS など

2. 学生指導・マナー指導について

(1) 駐車のマナーについて

- ・車通学を許可しているため学外に駐車場が数か所あり、各自駐車スペースは決まっているが、一番学校に近い駐車場に違法駐車するケースが多い
- ・近隣への不法駐車が増えている
- ・車での通学は許可制となっており、違反をした場合には許可の取り消し等罰則を科す
- ・違反車両のタイヤをロックし貼紙をして申告させている
- ・定期的な見回りを実施している

(2) 喫煙について

- ・学内は禁煙としており、学内の見回りを行っている
- ・大学併設であり、喫煙所を設けているため短大生かどうか区別が難しい
- ・教職員も含め学内を禁煙としている

(3) 言葉遣いについて

- ・窓口では、あえて丁寧な言葉使いで対応することにより、気がつく学生が多い
- ・学生を苗字でしっかり呼ぶことで、事務室では学生ときちんとした会話が成り立つ
- ・今の学生は授業や事務室、学外など会話の相手や場所によりそれぞれ話し方を変えている。意外と友達感覚な言葉は事務室だけだったので安心している

(4) 学園祭・課外活動について

- ・学園祭などでは併設の大学生がメインで進めているため、短大生はサポートとして参画している
- ・学生会活動では1年生もサポートメンバーとして参加している
- ・自主的な活動は難しいが、クリスマスには地域でボランティアとして演奏活動をしている

3. 学生支援について

- ・合理的配慮について、施設の関係で降雪などの影響により車いすなどの受け入れが困難な場合がある
- ・配慮を希望する学生がいる場合は、入試時より学内で情報共有し対応している
- ・実習が可能かどうか事前に相談が必要である
- ・学生相談はカウンセラーが週1回対応している
- ・学生の症状によっては、出身高校に問い合わせをする場合もある
- ・学生相談では緊急性がある場合は情報を共有する
- ・カウンセリング窓口は保健室が担っている

4. 経済支援について

(1) 学費等

- ・入学後の学費納付など、在学中の資金計画がないケースが多い
- ・入学希望者には入学前に在学中に掛かる費用の詳細を明確に伝えるべきである
- ・学納金の分納は、保護者の死亡や災害による理由以外は認めていない
- ・地元企業（業種別）への就職を原則とした在学時の奨学金がある
- ・書類の未提出や学費未納などで、本人の呼び出しや保護者への連絡など事務方の負担が増えている
- ・未返還者の保護者への督促に対しては、早朝や深夜に連絡するケースもある

(2) 奨学金等

- ・独自の貸与型奨学金(後援会、同窓会等)の滞納が増え、返還率が低くなっている
- ・日本学生支援機構からの借入れのケースによっては、入学時特別増額の返還額がわかりづらい。返還額は返還確認表ではなく、返還誓約書で確認している
- ・日本学生支援機構の貸与や返還説明会への参加促進については、借入れも返還するのも自身の責任であると自覚してもらうため、あえて強制的な指導はしていない。そのことで逆に遅れても参加するようになっていった
- ・奨学金を学生本人ではなく保護者が管理していて、生活費に充当されている場合がある

5. 危機管理について

(1) SNS等

- ・実習先の状況などを動画で配信したケースがあった
- ・学生自身のfacebookやTwitter、Blogをみた学外者からの情報提供により、飲酒や喫煙が発見される場合がある

- ・NET 関係は頻繁に監視している
- ・SNS 等については入学時のオリエンテーションで指導している
- ・近年警察に依頼して SNS の講習を新入生対象に実施している

(2) ハラスメントについて

- ・学生が自由に投稿できる意見箱を設置している
- ・ハラスメントについて SDFD 研修内で講習を行っている

まとめ

いずれのテーマも業務を遂行する上での課題であり、現状を反映した内容であるため分科会での意見交換は活発に行われた。少子化が進む中で入学者確保のため多様な学生を受け入れているのが現状である。ここで意見交換討議されたテーマは、各会員校でもその解決に苦慮されている。問題解決に対しては我々教職員が学生の情報を共有したうえで多角的な支援が必要であり、個々の学生の立場に立った対応が不可欠であることが感じられた。

研修会は、志を同じくする教職員が一堂に会して意見交換できることは大変貴重な機会と捉え、学生指導に関わる教職員のさらなる質的向上に寄与するものとする。

以上

担当

武庫川女子大学短期大学部 谷村 勇一 委員

研修会申し込み時の希望テーマ「学生指導」と、事前アンケートに記載のあった希望内容を主体に2日間に渡り意見交換、討議、情報交換を行った。要旨は次のとおり。

1 障がいのある学生の指導

具体的事例の紹介は避けるが、障がいのある学生に対する実習園での指導者の何気ない発言によって、その後登校拒否となったが、担任などの教職員が当該学生の支援体制を作り、復帰につなげた事例の紹介があった。

内面的障がいのある学生について、入学後の行動により判明することが多い。本人・保護者が気づいていれば良いが、そうでない場合は対応方法が難しい。

病院実習のある学科では、命に関わることもあり、保護者同伴ではっきりと受診を勧めている事例紹介があった。ただし、グリーゾーンにいる学生の受診勧奨は難しい。このような学生については、実習の事前、事後、日頃から研究室で当該学生と話をし、その上で実習途上は、SNSを利用して学生と連絡をとっているとの事例紹介もあった。

しかし、実際に医療現場への就職は困難であり、卒業だけはさせておくのがよいのか、ディプロマポリシーに謳っている「社会に貢献できる…」に従って卒業を認めないとするのがよいのか悩ましいとの意見があった。

内部障害のある学生の実習にあたっては、まず附属幼稚園等の同一法人内の施設で様子を確認してから、学外の保育実習に向かわせているとの事例紹介もあった。いずれも学生個々、場合によっては保護者も含めケースバイケースで対応している現状が報告された。

2 学生の実習先への意識

実習の様子について SNS にアップしてしまう事例がある。通園している保護者からの指摘があり、結局就職先に内定を取り消された事例紹介もあった。

事前研修では伝えているが、学生と我々の意識に温度差があり、受け取る学生側の感じ方が違う。指導上、口ずっぱく言い続けなければならない。

体調不良で無断欠席をしてしまう事例紹介もあった。実習のプレッシャーや家庭の問題で心の折れる学生が多いように見受けられる。心が折れる学生については、実習担当や担任、事務職でチーム体制によりバックアップを行っていくことが望ましいとの意見があった。

3 保護者との関係

子供が保護者に情報を伝えておらずトラブルになることがある。一方、過干渉・過保護な保護者もあり、授業中でも平気で電話をかけてきて先生が困り果てることもある。

このような保護者に対しては、ケースバイケースであるが個人ではなく関連部局が協力し、大学として話を受ける必要があるとの意見があった。

4 マナー

学生に対して、時として事務職でも厳しいこと言わなければならない。例えば、入室する際にノックして入ってくる者は少ない。知らない学生も多いことから、その時は声をかけるようにしている。コミュニケーションが大事である。

言葉遣いの問題で怒れない教職員が多い。大学全体で指導を取り決めないと、厳しい先生が浮いてしまう。けじめは必要である。

学生の身だしなみとして、頭髪の色やタトゥーに関する指導を厳しくしている事例紹介があった。特に医療系に関して、感染性の問題があり、タトゥーは消さない限り処分。レーザー治療で消させる指導を行った大学もあった。

5 課外活動の活性化に向けて

次の事例紹介や意見があった。

- ・入学後、全員に個別面談を実施。その際にサークルを紹介している。先生からの声掛けもあり、現在のサークル加入率は7割ある。
- ・行事関係の相談事も学生課が受けている。職員が顔を出しに行ったりして積極的に関わっている。
- ・引き継ぎに積極的に学生課が関わる。(関わらざるを得ない。)その際、学生課(大学)の状況も知らせている。
- ・新規事業として裏方さんを募集して、職員が実施していた学生支援を手助けしてもらっている。初回14人が集まった。七夕の飾り、お月見、ハロウィン、ドッジボールなどの行事支援やテーブル・椅子のペンキ塗りなどの協力を得た。
- ・学内路上ライブを昼休みに実施。出場希望の学生になんでもパフォーマンスしてもらおう。地域住民も参加可能として巻き込んでいる。

6 学生会(自治会・学友会)会計処理

次の事例紹介や意見があった。

- ・公認会計士を呼んで勉強会を実施している。
- ・運営維持費など、サークルの連合会や学生課などを通じ、学生自ら予算を決定し執行するのが理想であるが、毎年執行部が変わるので引き継ぎが弱い。結局、学生支援課が代理運営することになる。しかしながら学生とは都度、細かく話をしている。
- ・学生発案の新規事業については、予算も含め都度、相談で決められるよう余裕をもっている。

7 卒業記念品の決め方

学生には確認するものの最終的には学生にとって身近なものを、苦勞しながら教職員が決めている状況が見受けられた。記念品として、着ぐるみや建学の精神のパネル購入の紹介があった。

8 学園祭の取り組み

実行委員会の学生管理のもと実施している大学もあるが、予算管理、食品衛生を共同管理している大学もある。サポートの仕方は様々ではあるが、事前に領収書(レシート)の整理方法、帳簿(各パート毎の会計ノート)のつけ方などを学生部で指導している様子が見られた。

執行経費については、支払い処理を全て事務が行っていたり、同じ業者を利用したりしているので

イレギュラーは発生しないとの事例紹介もあった。

男性教職員の支援として、保育系など学生の将来に備えて、テントの立て方の指導を行うほか、肉体労働系の支援と警備に当たることが多い。

この他の支援として、教職員として出展し、売り上げを学友会の活動や施設に還元している事例の紹介もあった。(バザーと合わせて社会福祉協議会への寄付事例の紹介もあった。)

文化の発表の場として実施している大学では、運用を見直し、本来の展示や発表を増やしていく方針の紹介があった。具体的には模擬店を減らすため、出店料を取り、それを文化祭経費に充てるとのことであった。

学園祭でのトラブルと対策に係る事例について次の紹介があった。

- ・ 出展企業が賞味期限切れの菓子を販売。大学ホームページ等を通じ回収。
(企業に対しては微々たる金額ではあるが出展料を取っている)
- ・ 盗撮目的者への疑惑・現場での対応に悩む。撮影希望者には受付で署名をした上で腕章をつけさせている。
- ・ 調理品から出火。早急に消火器で消し被害はなかった。防災訓練をやっていたので、すぐに対応できた。
- ・ 禁止していた圧力鍋や化繊のエプロンで事故に至った。救急搬送で大事には至らなかった。翌年から事前指導の徹底と巡回指導に目を光らせている。
- ・ 不審者対策として正門付近に警察のブースを設け、白バイ・パトカーの展示、自転車シミュレーター、警察官募集などのキャンペーンを実施。不審者の減少だけでなく、地域の子どもの来場が増え、より不審者が来場しにくい状況になった。
- ・ 近隣からの苦情については粛々と電話対応。できること(音量を下げる等)は速やかに実施。前日など学生と職員と一緒に近所回りをして理解を求めている。文化祭で使える金券を配布している大学もある。
- ・ 模擬店の値段決めは各団体が決めているが、高額なところには注意を促している。
- ・ 検便費用負担について2校大学負担し、その他は個人負担。
- ・ 台風対策について、学生が準備をしてきたこともあり、なるべく実施する方向で進めるが、特別警報・暴風雨警報発令をもって中止することを決定。危機管理対策として帰宅困難者について少数であれば合宿所、大人数であれば教室で待機させること、中止となった際のレンタル費用については、学友会で半額補填することなどを事前に決めた。

9 SNSトラブル

未成年学生の飲酒風景画像について学校に苦情が届いた。すぐに炎上し学生の自宅の画像をアップされるに至り、後は警察にお任せすることになった。この件について学生全員に注意啓発を行うとともに、当該学生には事情聴取と面談を繰り返し、心的ケアも行った事例の紹介があった。

その他、他者を攻撃している内容で、所属の記載はあるものの個人を特定できない(実際に所属しているか不明)場合の対応として、SNS業者の問い合わせフォームに必要事項を入力し、削除要請を行った事例の紹介があった。しかし事業者からは犯罪性はないとの回答でネット上はそのままとなっている。個人が特定できれば指導や対策もできるのだがといった悩ましい現状があるとの情報共有がなされた。

1 0 拾得物・落とし物

貴重品を除き、到着後3ヶ月で処分している。現金等は警察に届出ているが、ロッカー等の個人の持ち物について、最終的に期日までの明け渡しがない場合は、中身を処分する場合と着払いで送りつける場合が紹介された。受け取り拒否の場合は大学で処分しているとのことである。

自転車については、無償回収の業者に引き渡している場合と防犯解除をして自由に使えるようにし、新入生に防犯登録して有効利用している事例の紹介があった。

1 1 盗難・苦情対応

被害状況を大学に報告させた上で、警察の介入に関しては被害の学生に任せている大学が多い。盗難の未然防止については、掲示物や担任等の指導による啓発を行い、事件発生の都度も啓発しているが、自分のこととして認識する学生は少ない。

大学は犯人探しをするところではないが、放置もできず、防犯カメラの画像での出入り確認、警察の実況見分立会いなど見える形で警告を行うが、盗難が続いた事例紹介があった。

警察からは、窃盗は常習化して治らない。早く見つけて自省させさせた方がよいとの意見をもらったとの紹介もあった。

学生から投石を受けたとのクレームに対して事実確認をしたところ、目撃情報により所属学生ではないことが分かった。近隣住民に連絡はしたが、所属学生と決めつけて聞き入れられなかったが事実だけは伝えたとの事例紹介もあった。

以上のような対策として、ナンバーディスプレイに表示される電話番号を関連部署で共有している事例紹介もあった。

1 2 卒業アルバム

最近、不要という学生も多い。しかし保護者からのニーズは高いので作成を継続しているが購入者が減れば一人当たりの冊子の値段も高くなり、ますます購入者が減少する悪循環が想定される。現在、申し込み制にしている大学では卒業生の3割から5割が購入している状況にあり、実態として学生主体のアルバム委員会が制作している場合と学生部で全てお膳立てしている場合がある。

いずれの場合も大学側負担が大きいので、本音を言えば廃止したいところである。

学生アンケートにより、廃止も踏まえつつ従来通りとするか、デジタル化にするかを決めてはどうかとの意見が出された。

(参考) アルバム代金例・・・

8,000 円代	4 校
10,000 円	3 校
14,000 円	2 校

1 3 昼休みの窓口対応

窓口を一時的に閉鎖している大学もあれば、シフトにより窓口業務を継続したまま対応している大学もある。いずれも、学生の昼休みと重ならないように、休憩を取得している状況の確認ができた。しかしながら、休憩中、食事を摂りながらでも対応せざるを得ないのは学生部としてやむを得ないと皆感じているようである。

最後に健康診断と証明書の発行について確認があり分科会を終了した。

参加の皆様の自由闊達なご発言とご協力に深く感謝申し上げます。